

まちづくりについて  
市長と語りませんか

## 移動市長室・市長室開放のご案内

移動市長室は、企業、各種団体、町内会、学校、サークルなど、団体の皆さんと市長が膝を交えて語り合う場です。4、5人など、少人数の集まりにも市長は伺いますので、お気軽にお問い合わせください。

また市長室開放は、市長の執務室を皆さんに開放し、市長とまちづくりなどについて語り合ってもらおう場です。

市長室開放と市主催型の移動市長室は、広報いわみざわで開催日程などをお知らせします。

問合せ先 市秘書課

市長がみなさんの話を聴き  
みなさんのもとへ飛び込みます！

移動市長室・市長室開放  
とも、個人的なお話や  
宗教に関するお話はご  
遠慮ください。

### ▶ 窓口での本人確認が厳格になります ◀

個人情報の保護や不正防止のため、戸籍法および住民基本台帳法の一部が改正されました。

この改正で、5月1日から戸籍や住民票を請求できる方の範囲が厳格に定められ、本人であってもその確認書類が提示されない場合は証明書などの発行ができなくなります。お手続きをおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

また、戸籍や住民基本台帳の届け出の際も、同様に届出人本人の確認を行います。



本人確認書類(例)…運転免許証、写真付住民基本台帳カードなど写真付きで公的機関が発行したものなどで本人を特定できるもの

戸籍を請求できるのは…本人およびその配偶者、直系尊属・卑属の方

住民票を請求できるのは…本人および本人と同一世帯内の方

※第3者が請求できるのは、国・地方公共団体や弁護士、司法書士などが職務上必要な場合で、利用目的を明らかにするなど、その正当な理由がある時に限られます。

問合せ先 市民サービス課市民係

## 郷土科学館からお知らせ

### 【郷土科学館友の会の会員募集】

友の会に入会すると、郷土科学館の入館料およびプラネタリウム観覧料が1年間無料となるほか、科学館の事業などを直接お知らせします。

年会費 小・中学生 300円、高校生 500円、一般 1,000円

### 【科学館出前講座】

学校やPTA、地域や団体の総合学習や創作活動、親子レクリエーションなどの生涯学習活動のお手伝いをします。

実施日 原則として、科学館の開館日としますが、相談に応じます

場所 市内の学校、公共施設、地域の会館、野外施設など

対象 小中学校・幼稚園・保育所の生徒や園児、PTA・各種団体・町会など

費用 無料(材料費、施設の使用料などの実費は、各自負担願います)

問合せ先 郷土科学館(いわみざわ公園内) ☎23局7170